組合会計相談コーナー< 449 >

公認会計士 松 澤 修

少額資産の減価償却

近々会計処理用として、20万円程度のパソコンを取得する予定です が、法人税法上その減価償却の計上に当たっては、いくつかの償却 方法があると聞いています。どのような償却方法があるのでしょうか。

法人税法における少額減価償却資産の償却方法は、その取得価額の区 分により、次のような償却方法が認められている。

区分	取得価額の範囲	損金算入方法	根拠条文	
少額減価償却資産	取得価額10万円未満	使用開始時	法令133	
少俄씨叫真邓貝庄		全額損金算入		
一括償却資産償却	取得価額20万円未満	3年間均分償却	法令133の2	
	取得価額30万円未満			
中小企業者に	(平成15年4月1日から	使用開始時	措法 67 の 5	
対する特例	平成20年3月31日まで	全額損金算入	1月/五0/ いつ	
	に取得した資産に限る)			
普通償却	取得価額に制限なし	定率法又は定額法により	法令48の2	
		耐用年数にわたり償却	12 7 40 U) Z	

会計上少額減価償却資産を使用開始時の一時の費用とすべきか、或いは減価償却資産として計上し減価償却の手続きにより毎期の費用に算入すべきかの選択については、重要性の原則により判断する。

一般的には、次の法人税法の定めにしたがい、取得資産の性質・用途・使用状況により費用計上の方法を選択し、その限度額を費用として計上する。

取得価額	少額減価償却 資産として 損金算入	一括償却資産 として償却	中小企業者 特例による 損金算入	普通償却
30万円以上	×	×	×	
20万円以上				
30 万円未満	×	×		
10万円以上	×			
20 万円未満				
10万円未満				